三、一般従業員ノ態度

イ、中部交通労働組合加入會（増加）範囲ナガラ
ノ態度ナルモ一般従業員ノ多クハ傍観的態度
ハ高橋ナリトシ又作業主任ノ山崎書記ノ
如キ外部労働運動者ト提携スルガ如キ
ハ市電従業員ノ理解ニ於テ嫌アルノ三十名ハ
従業員ニ係ル要求ヲ團結セラルヽコトヽナリ
ヲ加ヘタルヲ躊躇スルモノヽ如シ

四、
一般従業員ノ動静ハ総会幹部[illegible]

杉原長谷川外六ハ、電鉄本町、電車課長ノ鑑
等ハ総会組織ノ前後ヨリ比較的穏健ナル
分子ニシテ一般従業員ノ意向ノ動静ハ何等ヲ
寄ト思ハルナシ

附記

去月廿五日市電出張所長ハ松井市議會運動手
ト協議ノ結果ニ付電気局ハ解雇セリ
其原因ハ去月七日手給ニ関シ係長ノ電中途宮井
町停留所ニ約一丁許前ニ於テ規定ノ運転
距離ヲ誤リ前車ニ追突シ乗客ヲ負傷セシメ
ヲ以テ自ラ此ヲ前事ニ対シ二十三日解雇